【企業連携体協定書参考】

令和○年度沖縄県産業振興基金事業企業連携体協定書

（目的）

第１条　この協定は、令和○年度沖縄県産業振興基金事業補助金における○○○○事業（以下「本事業」という。）を遂行するため、実施主体となる企業連携体が、双方、協同・連帯して効果的に取組むことを目的として締結するものとする。

（名称）

第２条　本協定に基づき設立する企業連携体は、産業振興基金○○○○事業企業連携体（以下、「本連携体」という。）」と称する。

（事務所の所在地）

第３条　本連携体は、事務局を○○市○○○に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　本連携体は、令和○年○月○日に成立し、本事業の業務完了後6ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　前項の規定にかかわらず、本連携体は、本事業に採択されないことが確定した日に解散する。

（構成員の住所及び名称）

第５条　本連携体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号又は名称

代表者名

住所

商号又は名称

代表者名

住所

商号又は名称

代表者名

（代表者の名称）

第６条　本連携体の代表者は、株式会社　○○　　（代表者名）　　　　　　とする。

（代表者の権限）

第７条　本連携体の代表者は、本事業の実施に関し、本連携体を代表して沖縄県と折衝する権限並びに本連携体の名義をもって補助金の請求、受領及び本連携体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（取引金融機関）

第８条　本連携体の取引金融機関は、○○銀行○○店とし、本連携体の代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（運営委員会）

第９条　本連携体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本事業の運営に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　本連携体は、各構成員が実施する役割、内容をあらかじめ明確にした上で、各構成員は本事業の遂行に関し、連携して責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第11条　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成員の脱退）

第12条　構成員は、本連携体が事業を完了する日までは脱退することができない。但し、諸事情により事業継続が困難な場合は別途運営委員会にて協議する。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第13条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は脱退した場合においては、沖縄県の承認を得て、本連携体の残存構成員の中から当該構成員の分担業務を引き受ける者（以下、「分担業務引受者」という）を選定する。

２　前項の場合において、分担業務引受者の選定が困難なときは、残存構成員が共同連帯して、当該構成員の分担業務を完了する。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び沖縄県の承認を得て、新たな構成員を本連携体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は脱退した構成員の分担業務を完了する。

（解散後の瑕疵担保責任）

第14条　本連携体が解散した後においても、本事業につき瑕疵があったときは、各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第15条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。ただし、県からの交付決定内容にかかる事項については、事前に県と協議した上で定めるものとする。

代表者　株式会社　○○　外○社は、上記のとおり令和○年度沖縄県産業振興基金事業企業連携体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印の上し、各自１通を保有するものとする。なお、1通は沖縄県へ提出するものとする。

令和○年○月○日

代表者　沖縄県○○市○○○

株式会社　○○

代表取締役　○○　○○

構成員　沖縄県○○市○○○

株式会社　○○

代表取締役　○○　○○

構成員　沖縄県○○市○○○

株式会社　○○

代表取締役　○○　○○